



**令和3年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金**

**廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業
(全般)**

公募説明資料

**令和3年5月
一般社団法人 温室効果ガス審査協会
事業運営センター**

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業の概要（1/4）

事業目的

- ① 廃熱・未利用熱・地中熱等を有効活用し、脱炭素化に向けた社会システムのモデルケースを創出する。
- ② 農林水産業等地域産業の活性化につながる、地域特性を生かしたエネルギー利用及び地域連携によるCO2削減対策を推進する。

そのために本事業は、次のⅠ～Ⅴの事業を対象としています。

- Ⅰ 熱利用設備の低炭素・脱炭素化促進事業（熱利用事業）
- Ⅱ 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
（社会SI事業）
- Ⅲ 低炭素型の融雪設備導入支援事業（融雪事業）
- Ⅳ 地域熱供給促進支援事業（熱供給事業）
- Ⅴ 営農型等再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業（営農型事業）

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業の概要（2/4）

I 熱利用事業（熱利用）

熱利用の低炭素・脱炭素化を図った場合のCO2削減効果の分析及び低炭素・脱炭素化に寄与する設備の新增設を行う事業に必要な経費の一部を支援。

II 社会SI事業（社会SI）

地域の未利用又は効果的に活用されていない熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な設備等の導入を行う経費の一部を支援。

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業の概要（3/4）

III 融雪事業（融雪）

地中熱、地下水熱（散水方式、地下水還元方式を除く）、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備や、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれから製造される製品を除く。）をいう。）のみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を融雪の為に使用できる設備を導入するのに必要な経費の一部を支援。

IV 熱供給事業（熱供給）

地域熱供給事業において、コスト効率的な地域熱供給を実現するための高効率型電動熱源機の導入に必要な経費の一部を支援。

廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業の概要（4/4）

V 営農型事業（営農）

再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する農山漁村において、適切な生産活動の継続を前提とし、再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組について、設備導入に係る費用の一部を補助することにより、他地域への波及効果の高い事例を形成する事業。

一般共通事項（目次）

1. 補助金の応募をされる皆様へ
2. 事業内容
 - ・対象事業の基本的要件
 - ・応募者・代表事業者・共同事業者
 - ・補助対象となる経費について
 - ・補助事業期間
3. 補助金の交付方法等
4. 応募方法等
5. 留意事項等

1. 補助金の応募をされる皆様へ (公募要領 p2)

1. **虚偽の内容を記載・提出**した場合等は、事業の不採択、採択の解除、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。
2. **交付決定通知前の発注・支出**は交付対象になりません。
3. 補助事業の実施中または完了後に、必要に応じて**現地調査**等を行います。
4. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産を、当該財産の**処分制限期間内に処分**しようとするときは、事前に協会の承認を受けなければなりません。
5. **不正行為**に対しては、交付決定の解除と解除対象となった支払済みの**補助金の返還措置**があります。
6. 補助金に係る**不正行為**に対しては、法律に**刑事罰**等を科す旨規定されています。
7. **「暴力団排除に関する誓約書」の誓約**が必要です。

2. 事業内容 (1) 対象事業の基本的要件

(公募要領: 熱利用 p5、社会SI・融雪・熱供給・営農 p6)

- ① 低炭素化に効果的な**規制等対策強化の検討**に資すること。
- ② 補助対象を的確に遂行するのに必要な**費用の経理的基礎**を有すること。
- ③ 補助事業を行うための**実績・能力・実施体制**を有すること。
- ④ 公募要領「別紙1」に示す**暴力団排除**に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ⑤ 公募要領「別紙2」に示す**個人情報のお取り扱い**について同意できる者であること。
- ⑥ 本事業の補助により導入する設備等について、**国の他の補助金**(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)を受けていないこと。(固定価格買取制度による売電を行なわないものであることを含む。)

2. 事業内容 (2) 応募者・代表事業者・共同事業者 (1/2) (交付規程: p1)

<応募者>

補助事業に参画する**全ての事業者が交付規程 別紙(第3条関係)の各事業の「補助金の交付を申請できる者」に該当すること。**

<代表事業者・共同事業者>

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合、代表事業者と共同事業者とで共同で申請する。

○代表事業者: 補助金の交付の対象者で補助事業を自ら行い、かつ、**補事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。**

○共同事業者: 代表事業者と共同で事業を実施する者。

2. 事業内容 (2) 応募者・代表事業者・共同事業 (2/2)

(公募要領: 熱利用 p7、社会SI p6・融雪 p9・熱供給 p10、営農 p8)

注1 代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。

注2 応募手続は、代表事業者からの委任を受けた第三者による代行も可



ファイナンスリースを利用する場合

※ **代表事業者はファイナンスリース事業者**

※ リース料から補助金相当額が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類(リース契約書、リース料計算書等)の提出が必要

2. 事業内容 (3) 補助対象となる経費について (交付規程 p.8~15)

- ① 交付決定日から令和4年2月28日までの経費が対象
- ② 当該年度の事業実施期間に行われる補助事業に係る経費が対象であり、かつ当該期間までに支払いが完了するもの
 - － 補助対象経費の詳細は交付規程 **別表第1**を参照のこと。
 - － 交付規程 **別表第2**に従って、【様式1別紙2】の経費内訳の資料を提出すること。
- ③ 既存設備の**撤去・移設費・廃却費**、公官庁への**申請、届出費用**、本補助金への**応募・申請経費等**については**補助の対象外**

2. 事業内容 (4) 補助事業期間

交付決定日(事業開始日)から事業を開始し、遅くとも
令和4年2月28日までに事業を完了すること。

I 熱利用事業は複数年度にわたる事業の場合、原則2年度以内とし、全工程を含めた実施スケジュールを年度ごとに工事を切り分けて実施する。

応募時に年度ごとの事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることを前提とします。
但し、次年度以降の補助金を約束するものではない。

なお、**II 社会SI事業、III 融雪事業、IV 熱供給事業及びV 営農型事業の補助事業の実施期間は単年度事業**

2. 事業内容 (4) 補助事業期間

事業名	補助事業の実施期間
I 熱利用事業	複数年度可(原則2年度以内)
II 社会SI事業	単年度
III 融雪事業	単年度
IV 熱供給事業	単年度
V 営農型事業	単年度



事業の完了日は、補助事業の工事完了後に施工業者に補助事業に要した経費の**支払が完了した日**。

ただし、補助事業者に対して、補助事業に要した**経費の請求**がなされた場合を含む。

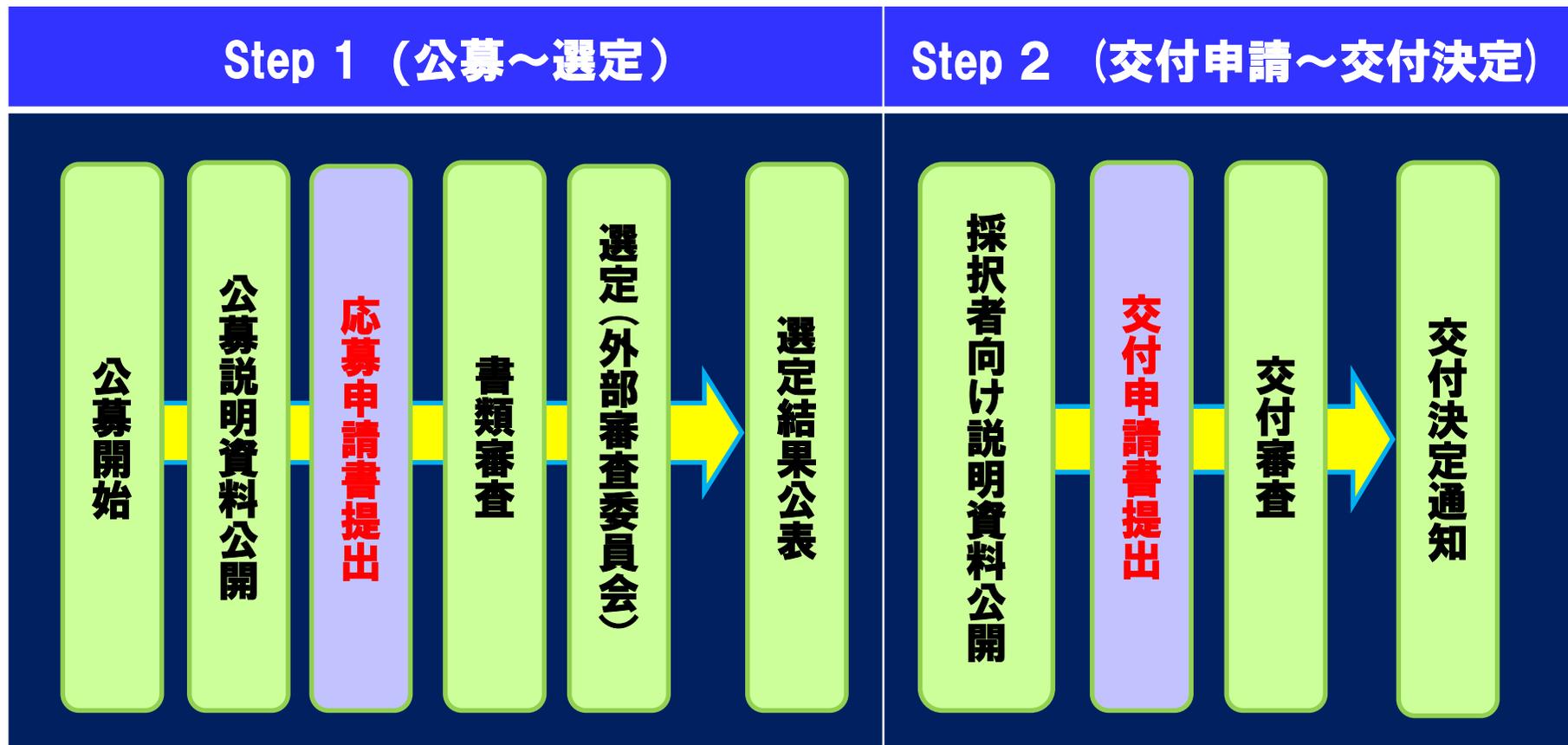
この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とするが、補助事業者は補助金を受領した日から**2週間以内**に領収書を協会に提出することが必要。

3. 補助金の交付方法等 (1) 全体の流れ (1/2)

応募者が実施

(主要手続き)

GAJが実施



3. 補助金の交付方法等 (2) 全体の流れ (2/2)

応募者が実施

(主要手続き)

GAJが実施

Step 3 (事業開始～補助金の支払)

事業開始

中間検査

事業完了

完了実績報告書提出

交付額確定審査

交付額確定通知

精算払請求書提出

補助金の支払

3. 補助金の交付方法等 (3) 事業完了後

応募者が実施

事業完了後

① 様式第16 事業報告書の提出

初回

事業完了日～
令和5年3月31日までの
成果をまとめて事業
報告書を令和5年4月
30日までに提出

2回

令和5年4月1日～
令和6年3月31日までの
成果をまとめて事業
報告書を令和6年4月
30日までに提出

3回

令和6年4月1日～
令和7年3月31日までの
成果をまとめて事業
報告書を令和7年4月
30日までに提出

② 帳簿、全ての証拠書類等は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しておく必要があります。



※2年度に渡る事業の場合は、**2年度目の事業完了日以降**とする。
※事業報告書は、**環境大臣宛**に提出する。

3. 補助金の交付方法等 (4) 補助事業者の選定方法

(公募要領: 熱利用 p8、社会SI・融雪・熱供給 p13~15、営農 p9)

- ① **一般公募**を行い選定する。
- ② 応募申請書等をもとに、協会において**書類審査**を行う。
- ③ 書類審査を通過した申請に関して、その後**外部有識者**からなる**審査委員会**において、各事業毎の審査項目(**公募要領の3.(1), (2)を参照**)に基づいて厳正な審査を行い、**補助事業費の範囲内で補助事業の選定**を行う。



審査結果に対するご意見には対応致しかねます。審査結果から、付帯条件あるいは申請された計画の変更を求めることもありますので、ご了承ください。

3.補助金の交付方法等 (5) 交付申請

(公募要領:熱利用 p9、社会SI・融雪・熱供給 p14、営農 p10)

- ① 公募により選定をされた事業者に、7月末頃に交付に係る内示を行い、採択者向けの説明資料を協会のホームページに公開する。
- ② 採択者には補助金の**交付申請書**を提出して頂く。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度の**事業実施期間に行われる事業**で、かつ**当該期間中に支払が完了**するものとなる。

3. 補助金の交付方法等 (6) 交付決定

(公募要領: 熱利用 p9、社会SI・融雪・熱供給 p15、営農 p10)

- ③ 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて**交付の決定**を行う。
- ア 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
 - イ 補助対象経費には国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む)の対象経費(固定価格買取制度による売電を行うための設備等の導入経費を含む。)を含まないこと。
 - ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

3. 補助金の交付方法等 (7) 事業完了

(公募要領:熱利用 p10、社会SI・融雪・熱供給 p15、営農 p11)

- ④ 当該年度の**補助事業が完了(支払いが完了)**したときは、**完了後30日以内**又は**令和4年3月10日**のいずれか早い日までに、協会へ「**完了実績報告書**」を提出する。
- ⑤ **事業完了日**は経費の請求がなされた日とすることも可。
- ⑥ 完了実績報告書に基づく書類審査及び**必要により現地確定検査**を行う。
- ⑦ 協会から補助金の交付額確定通知書を発行。
- ⑧ 補助事業者は、交付額確定通知書に基づいて**精算払請求書**を提出。
- ⑨ 協会は精算払請求書を受領後、補助金を交付する。

4. 応募方法等 (1) 応募書類

- ① 提出が必要となる書類は、各事業の**様式1 応募申請書**の**2ページ目以降に記載する**とおり。
- ② 応募書類のうち、**様式1 応募申請書、様式1別紙1 実施計画書、及び様式1別紙2 経費内訳**は必ず協会のホームページから所定の様式の電子ファイルをダウンロードして作成すること。
- ③ **応募は1施設単位**で行うこと。ただし、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画(同一または隣接・近隣区画)にある施設を、まとめて申請することも可。
- ④ **融雪事業**については、**同一法人(法人番号)**での申請は**1申請**とすること。

4. 応募方法等 (2) 公募期間

【公募期間】

令和3年5月7日(金)から6月11日(金) 15:00 必着

- ※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。
- ※ 持込も受理しません。
- ※ 公募の結果、予算に余裕があれば2次公募を実施する場合があります。

4. 応募方法等 (3) 提出方法

- ① 提出書類は封書に入れ、宛名面に「**応募事業者名**」及び申請する事業に合わせて次の事業名を**朱記書き**で明記のこと。

令和3年度 (熱利用)

令和3年度 (社会SI)

令和3年度 (融雪)

令和3年度 (熱供給)

令和3年度 (営農)

- ② 提出先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町3-29-1

住友不動産一ツ橋ビル7階

4. 応募方法等 (4) 応募に必要な書類

【公募締切】**令和3年6月11日(金)15:00必着**

【提出方法】簡易書留等配達記録の残る方法(持参不可)

【応募に必要な書類】

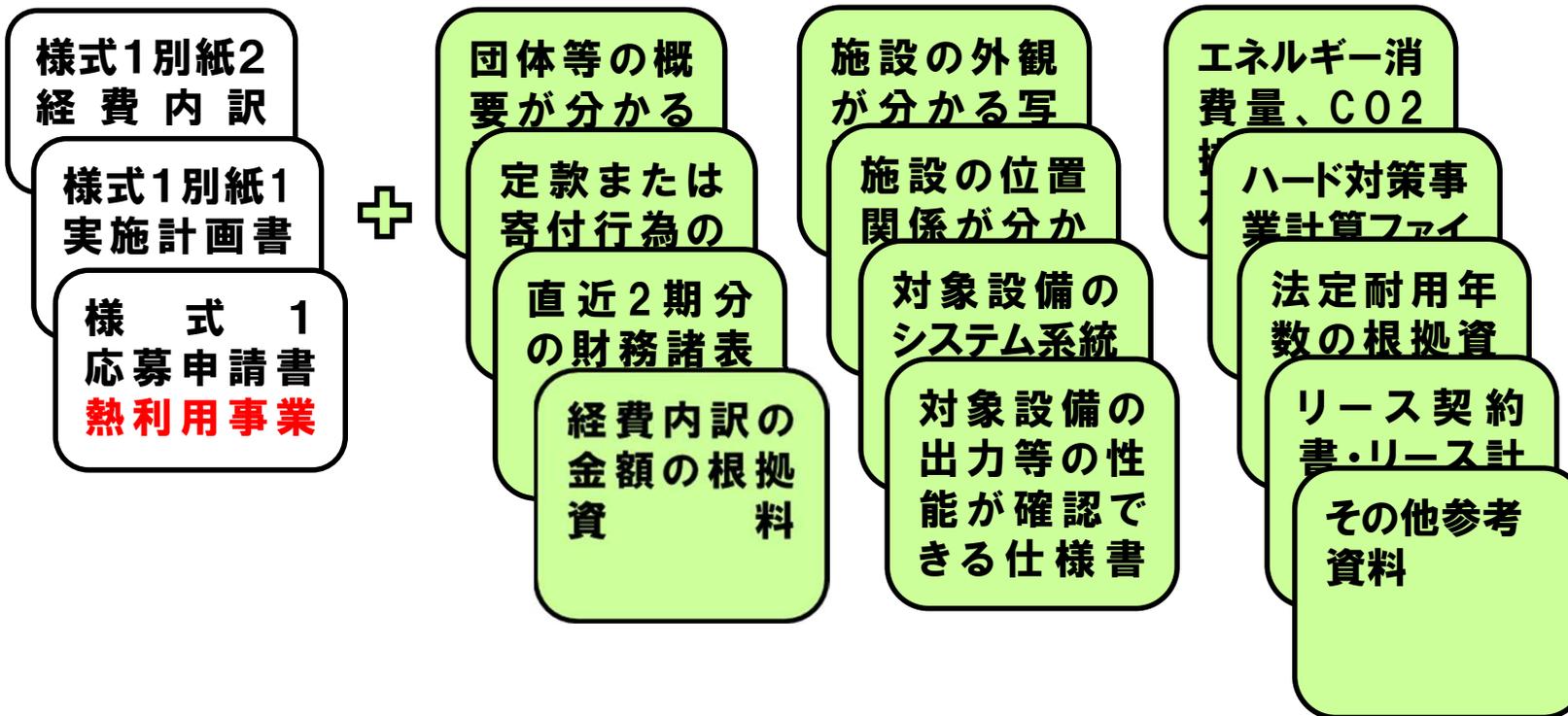
- ① 正本は様式1 + 別紙1 + 別紙2 + その他添付資料
- ② 副本は様式1 + 別紙1 + 別紙2
- ③ 電子媒体 (CD/DVD) には添付資料を含めた正本の内容をすべて収めて下さい。



4. 応募方法等 (5) 熱利用事業 応募に必要な書類

根拠資料・参考資料

熱利用事業



注) 分析事業と新增設事業によって提出書類が異なります。
詳細は、様式1応募申請書の2ページ目を参照。

4. 応募方法等 (6) 社会SI事業 応募に必要な書類

根拠資料・参考資料

社会SI事業

様式1別紙2
経費内訳

様式1別紙1
実施計画書

様式1
応募申請書
社会SI事業



事業を行う
場所の図面

ハード対策事
業計算ファイ

CO2削減効
果の算定根

設備のシステ
ム図・配置

様式1別紙2
の金額の根
拠が分かる
資料(見積

法定耐用年
数の根拠資

リース契約
書・リース計

代表事業者
の概要が分

定款または
寄付行為の

経理状況説
明書(直近
2ヶ年分貸借
対照表およ

その他参考
資料

注) 詳細は、様式1応募申請書の2ページ目を参照。

4. 応募方法等 (7) 融雪事業 応募に必要な書類

根拠資料・参考資料

融雪事業

様式1別紙2
経費内訳

様式1別紙1
実施計画書

様式1
応募申請書
融雪事業



設置場所と
土地利用状

ハード対策事
業計算ファイ

CO2削減効
果の算定根

設備のシステ
ム図・配置

様式1別紙2
の金額の根
拠が分かる
資料(見積

法定耐用年
数の根拠資

熱源の分か
る資料

融雪設備の
種類、メーカ、

実施する場
所の降雪状

ヒートポンプ
を用いる設
備を導入す
る場合のエネ

リース契約
書・リース計

代表事業者
の概要が分

定款または
寄付行為の

経理状況説
明書(直近

その他参考
資料

注) 詳細は、様式1応募申請書の2ページ目を参照。

4. 応募方法等 (8) 熱供給事業 応募に必要な書類

根拠資料・参考資料

熱供給事業

様式1別紙2
経費内訳

様式1別紙1
実施計画書

様式1
応募申請書
熱供給事業



事業を行う
場所の図面

ハード対策事
業計算ファイ

CO2削減効
果の算定根

設備のシステ
ム図・配置

様式1別紙2
の金額の根
拠が分かる
資料(見積

法定耐用年
数の根拠資

熱供給事業
を営む地域・

設備導入前
と後のエネル

熱供給事業
法による登

リース契約
書・リース計
算書

代表事業者
の概要が分

定款または
寄付行為の

経理状況説
明書(直近

その他参考
資料

注) 詳細は、様式1応募申請書の2ページ目を参照。

4. 応募方法等 (9) 営農型事業 応募に必要な書類

根拠資料・参考資料

営農型事業

様式1別紙2
経費内訳

様式1別紙1
実施計画書

様式1
応募申請書
営農型事業



見積書等(番
屋の「様式1

法定耐用年
数の根拠資

地図(市区町
村域内にお

導入する設
備の詳細説

蓄電池の詳
細説明資料

実施予定地
の土地及び

実施予定地
の現況(営
農・農林水産
の状況状況

農地の一時
転用許可申

営農の説明
書(①営農型

遮光率算出
根拠

補助事業申
請者向け

事業の直接
効果の算出

CO2削減効
果量の計算

事業工程表

【農山漁村再
生可能エネ

【福島新エネ
ルギー様相に

企業パンフ
「〜」等

定款または
寄付行為

経理状況説
明書(直近

リース契約
書(リース計

その他参考
資料

注) 営農型事業と農林水産事業によって提出書類が異なります。
詳細は、様式1応募申請書の2、3ページ目を参照。



4. 応募方法等 (10) 採択結果

【採択結果】

採択した案件については、事業者名・事業概要等を以下の協会ウェブサイト公表します。

URL: <https://www.gaj.or.jp/eie/mry/entry.html>

5. 留意事項 (1) 経理

(公募要領:熱利用p12～、社会SI・融雪・熱供給p18～、営農p13～)

補助事業の経費に関する**帳簿**と全ての**証拠書類**(見積書、発注書、契約書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類)は、

- ※ **他の経理と明確に区分して管理**し、常にその書類をらかにしておく必要がある。
- ※ 補助事業の完了の日の属する年度の**終了後5年間**、いつでも閲覧に供せるよう**保存**しておく必要がある。
- ※ 本補助事業による『**C02削減効果**』について、環境省の実施する『**検証評価事業**』の対象になることがある。その場合、必要な資料の提出等、御協力をお願いいたします。

5. 留意事項 (2) 取得財産の管理

(公募要領:熱利用p12～、社会SI・融雪・熱供給p18～、営農p13～)

- ① 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、**様式第10 取得財産等管理台帳**を整備する。
- ② 取得財産は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ③ 法定耐用年数期間内に協会の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し(廃棄を含む)を行ってはならない。詳細は「財産処分承認基準」による。



取得財産は、法定耐用年数期間使用することが原則ですが、耐用年数期間内に処分する場合、予め協会の承認が必要です。

5. 留意事項 (3) 自社調達を行う場合の利益等排除

(公募要領:熱利用p12～、社会SI・融雪・熱供給p18～、営農p13～)

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、**原価（当該調達品の製造原価など※）**をもって補助対象経費に計上すること。

※ 製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料の提出して頂きます。

5. 留意事項

(4) 国庫補助金で取得した固定資産の圧縮額の損金算入

(公募要領:熱利用p12～、社会SI・融雪・熱供給p18～、営農p13～)

本補助金は、法人税法42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するため国庫補助金等で取得した**固定資産等の圧縮額の損金算入の規定**（法人税法第42条）の適用を受けることができます。但し、これらの規定が適用されるのは、**当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます**。また、交付規程 別表第2の「区分」欄における**事務費**については、これらの規定が適用されません。



不明点がある場合、所管の税務署等にご相談ください。

5. 留意事項 (5) 消費税の取り扱い

(公募要領:熱利用p12～、社会SI・融雪・熱供給p18～、営農p13～)

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では、消費税の取扱いが異なります。

地方公共団体及び消費税を納める義務が免除される者以外の申請者については、消費税分は補助対象外です。

5. 留意事項

(6) エネルギー消費量削減見込み量および 二酸化炭素削減見込み量の計算方法

(公募要領: 熱利用p12～、社会SI・融雪・熱供給p18～、営農p13～)

補助事業者は、事業の実施による**二酸化炭素排出削減量を把握**し、公募要領、交付規程および協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供していただきます。

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会 (GAJ)
事業運営センター
事業部

メールアドレス: mry@gaj.or.jp

